公益社団法人 大分県不動産鑑定士協会

不動産鑑定評価費用支援事業

略称「鑑定評価プロボノ事業」

公益社団法人 大分県不動産鑑定士協会では、社会貢献活動の一環として、経済的に余裕のない方などが、不動産の鑑定評価が必要となった際に、その費用の一部を支援する事業～「鑑定評価プロボノ事業」を実施しています。

～～不動産鑑定評価についてお困りの方 まずはご相談下さい～～

- **離婚調停で不動産鑑定評価書が必要と言われた…**
- **遺産分割調停で不動産鑑定評価書が必要と言われた…**

相談料　無料

不動産鑑定評価の委託料　【定額５万円（税別）】

※前金で申し受けます。

以下の①収入要件・②資産要件を満たした場合には、上記委託料【定額５万円（税別）】の負担のみで本協会が実施する当該制度をご利用いただけます。

①収入要件

・申込者及び配偶者(以下、「申込者等」)の手取り月収額(賞与を含む)が下表の基準を満たしていることが要件となります。

・離婚事件などで配偶者が相手方のときは収入を合算しません。

・申込者等と同居している家族の収入は、家計の貢献の範囲で申込者の収入に合算します。

人数	手取月収額の基準(注)1	家賃又は住宅ローンを負担している場合に加算できる限度額(注)2
1人	18万2,000円以下 （20万200円以下）	4万1,000円以下 （5万3,000円以下）
2人	25万1,000円以下 （27万6,100円以下）	5万3,000円以下 （6万8,000円以下）
3人	27万2,000円以下 （29万9,200円以下）	6万6,000円以下 （8万5,000円以下）
4人	29万9,000円以下 （32万8,900円以下）	7万1,000円以下 （9万2,000円以下）

(注)1：東京、大阪など生活保護一級地の場合（）内の基準を適用します。以下、同居家族が1名増加する毎に基準額に30,000円(33,000円)を加算します。

(注)2：申込者等が、家賃又は住宅ローンを負担している場合、基準表の額を限度に、負担額を基準に加算できます。居住地が東京都特別区の場合、（）内の基準を適用します。

②資産要件

・申込者及び配偶者(以下、「申込者」)が、不動産(自宅や係争物件を除く)、有価証券などの資産を有する場合は、その時価と現金、預貯金との合計額が下表の基準を満たしていることが要件となります。(※無料相談の場合は、申込者等の有する「現金、預貯金の合計額」のみで判断します。)

・離婚事件などで配偶者が相手方のときは資産を合算しません。

人数	資産合計額の基準(注)1
1人	180万円以下
2人	250万円以下
3人	270万円以下
4人以上	300万円以下

(注)1：将来負担すべき医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。(無料相談の場合は、3カ月以内に出費予定があることが条件です。)

※ 上記要件を満たした場合でも、事案の原因（浪費や賭博など）や事案の目的（報復や宣伝など）が不適当な場合、その他当協会が不適当と認めた場合は、支援を受けられない場合がございます。

※ 当該事業は申込み案件の不動産鑑定評価書発行のみであり、その他追加で発生する業務に関しては別途費用が発生する場合がございます。

※ 対象物件は大分県内に所在するものに限ります。

※ 予算上限に達した場合は、予告なく本事業を終了する場合がございます。

公益社団法人 大分県不動産鑑定士協会

予約受付　０９７－５３４－９３７７

事前予約制

相談日の1週間前までにお電話ください。

平日 午前10時から 午後4時